平成３０年（フ）第３０号
香川県三豊市豊中町上高野3447番地１
債務者　大前早登江
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市上野字野原715番地４　県営上野第二団地Ａ棟102号室
債務者　林　　祐一
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第１３４号
長崎県長崎市三ツ山町139番地２　恵の丘長崎原爆ホーム別館、旧住所長崎県長崎市岩見町22番３―403号
債務者　吉村キミエ
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目３番20号
債務者　佐藤　亜樹
１　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町３丁目２番７号
債務者　柳瀬　孝二
１　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
北海道苫小牧市日新町４丁目４番２―506号
債務者　笹谷　大輔
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市松崎浦田171番地１　松崎荘５号
債務者　小家　小春
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第１１４号
秋田県潟上市天王字天王161番地
債務者　沼田　和浩
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３号
福島県西白河郡矢吹町小松134番地１　コーポ柏村３号
債務者　安田　暁美
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
茨城県鉾田市当間９番地１、前住所茨城県鹿嶋市大字粟生2229番地62
債務者　石田　義武
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２２号
茨城県守谷市薬師台６丁目６番地１　サンガーデン薬師台Ｄ201
債務者　大野　和夫
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
千葉県茂原市法目725番地２
債務者　畑中　光博
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
千葉県茂原市本納2891番地　グローバルハイツ101
債務者　東海林夕香（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
千葉県茂原市千沢９番地３
債務者　土屋　正輝
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
千葉県茂原市高師555番地30（第一都ハイツ202号）
債務者　深堀こずえ
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第４０７号
愛知県東海市加木屋町畑尻171番地　レオパレス山信204号室
債務者　㐂井東洋士
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部